

名勝(国指定)

三方五湖

名勝「三方五湖」の自然と景観は、未来のまちづくりの財産です。この財産を守り、未来につなぐために指定区域内で住宅などの新築・増改築や山林の伐採などを行うときには、文化財保護法により文化庁の許可が必要となります。

三方五湖は、若狭湾国定公園の代表的な景勝地として、若狭・美浜の両町にまたがる三方・水月・菅・久々子・日向の5つの湖からなり、これらの湖の周辺と北西の常神半島を含めた地域は、昭和12年6月15日に名勝「三方五湖」として、国の指定を受けています。

本地域は典型的なリアス式海岸の動的な景観、三方五湖の湖沼群の静的な景観、それをとりまく山稜線や集落地等の景観が指定の要件となっています。このため、景観の保護上必要な内陸地域を含めて、その景観の特性により第1種区域・第2種区域・第3種区域・第4種区域に区分し、保護されています。

許可が必要なとき

- ① 家や電柱など工作物を新築し、改築し、増築するとき。
- ② 木や竹を伐採するとき。
- ③ 鉱物を掘削し、土石を採取するとき。
- ④ 土地を開墾したり、埋め立てたりして土地の形状を変更するとき。
- ⑤ 水面を埋め立て、干拓するとき。
- ⑥ 屋根・橋・鉄塔などの色彩を変更するとき。
- ⑦ 看板など屋外広告物を建てる時。
- ⑧ その他。

三方五湖の美しさは、古(いにしえ)の時代に既に知られ、万葉集にも『若狭なる三方の海の浜清み い行き還へらひ見れど飽かぬかも』の歌が残されているように、四季折々の美しさを持つ優雅な湖です。

この美しい景観を保護するために、事業を実施される方の許可申請手続きが必要となります。

詳しくは、美浜町区域は美浜町教育委員会事務局文化財保護・町誌編纂室まで、若狭町区域は若狭三方縄文博物館までお問い合わせ下さい。



○お問い合わせ



美浜町教育委員会事務局 文化財保護・町誌編纂室

〒919-1145 福井県三方郡美浜町金山14-1
TEL 0770-32-0027 FAX 0770-32-0615



若狭町教育委員会事務局 若狭三方縄文博物館

〒919-1331 福井県三方上中郡若狭町鳥浜122-12-1
TEL 0770-45-2270 FAX 0770-45-3270